

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総 枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等							
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号									
1	R4. 2. 16	R4. 3. 1	城北中央公園調節池(一期)工事その2 第3回設計変更 設計書類一式	1	1																						建設局 河川部 改修課
2	R4. 2. 16	R4. 3. 1	和田堀公園調節池工事その2 第5回設計変更 設計書類一式	1	1																						建設局 河川部 改修課
3	R4. 1. 5	R4. 3. 2	令和3年度 上野動物園仮設鳥舎新築工事 令和3年度 上野動物園獣舎安全対策工事 令和2年度 上野動物園ゴリラ・トラの住む森油圧 装置その他改修工事 設計書類一式	1	1									1												(第7条第6号) 見積価格の精査過程については、今後の同種の見積りにおいて、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。	建設局 東京都 東部公園緑地事務所 工事課
4	R4. 2. 21	R4. 3. 3	街路築造工事及び電線共同溝設置工事 (2北北-東村山3・4・18) 第1回設計変更 設計書類一式	1	1																						建設局 東京都 北多摩北部建設事務所 工事第一課
5	R4. 2. 25	R4. 3. 3	綾瀬川護岸耐震補強工事(その209) 契約変更 設計書類一式	1	1																						建設局 河川部 改修課
6	R4. 1. 6	R4. 3. 4	防犯カメラ管理一覧		1																						建設局 公園緑地部 公園課
7	R4. 1. 6	R4. 3. 7	道路照明台帳		1																						建設局 道路管理部 保全課
8	R4. 2. 24	R4. 3. 7	交通量調査委託(30北南-小金井3・ 4・11) 報告書 (個人情報、印影、ナンバープレート 調査データにおける車両番号を除く)	1	1																						建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課
9	R4. 2. 25	R4. 3. 7	急傾斜地測量調査(落川)日野市落川地 区の測量成果簿 現況重ね図	4	1																						建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
10	R4. 2. 28	R4. 3. 7	道路災害防除工事に伴う地質調査(3西の6) 道路災害防除工事に伴う地質調査(3西の5) 設計書類一式	1	1																建設局 東京都 西多摩建設事務所 補修課
11	R4. 1. 11	R4. 3. 11	令和3年3月に開催された環境・建設委員会における道路建設部が作成・保有する口述用文書		1																建設局 道路建設部 管理課
12	R4. 1. 11	R4. 3. 11	常任委員会(都道府県) 道路所管課作成・保有分に限る 道路法における道路を所管する課で 1. 課の名称に道路が含まれる課 2. 課の上位組織である部や局等において道路の名称が含まれる、下位組織全て その1 議会の所管常任委員会における想定問答(令和元年・2年度) その2 令和3年3月に開催された議会の所管常任委員会における道路所管課が作成・保有する説明用資料 各あれば電磁的記録を求める																		建設局 総務部 総務課
13	R4. 1. 11	R4. 3. 11	道路法の道路を所管する部門の常任委員会記録(都道府県) 令和3年3月に開催された道路法の道路を所管する部門の常任委員会における執行部側の記録文書 (道路法の道路を所管する課のみを対象としないこと) (議会事務局が作成した文書を対象としないこと) あれば電磁的記録を含める																		建設局 総務部 総務課
14	R4. 1. 11	R4. 3. 11	令和3年3月に開催された環境・建設委員会における道路管理部が作成・保有する口述用文書		1																建設局 道路管理部 管理課
15	R4. 1. 11	R4. 3. 11	事務所における道路の管内図 (一建及び二建に限る)		1																建設局 道路管理部 安全施設課
16	R4. 1. 11	R4. 3. 11	未就学児事故対策に関する道路を管理する出先機関への安全対策にかかる指示文書の類、(緊急点検に関する留意事項を含む)		1																建設局 道路管理部 安全施設課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	不応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
17	R4. 1. 11	R4. 3. 11	<p>その1 「大津事故」（令和元年5月8日に発生した滋賀県大津市における未就学児死傷事故）の見立てがわかるもの（特に、どのような事故と認識しているのか。右折車と直進車が接触してから、未就学児等に接触するまでの、直進車の具体的な動き。これがより正確に認識できていないと適切な事故対策を立案できないことから、この認識を問う）</p> <p>その2 （事故発生後2年が経過し、対策工事の進捗とともに、議会や報道機関、県民への説明用に特にハード対策の手法別も含めた取り組み事例（写真入り）や個所数をまとめたようなもの） 2. 県議会に向けた説明用のもの（提出文書を含む） 3. 報道発表用（報道機関向け） 4. 県民向け広報用</p>					1											<p>「大津事故」（令和元年5月8日に発生した滋賀県大津市における未就学児死傷事故）の見立てがわかるものについて、実施機関は関与していないため、対象公文書を作成及び取得しておらず存在しない。また、事故発生後2年が経過し、対策工事の進捗とともに、議会や報道機関、県民への説明用に特にハード対策の手法別も含めた取り組み事例（写真入り）や個所数をまとめたようなものうち、2. 県議会に向けた説明用のもの（提出文書を含む）、3. 報道発表用（報道機関向け）、4. 県民向け広報用についても作成及び取得しておらず存在しない。</p>	建設局 道路管理部 安全施設課
18	R4. 1. 11	R4. 3. 11	<p>別紙5 経理関係文書（都道府県）</p> <p>通学路及び未就学児事故対策にかかる国への交付金関係文書（申請・交付決定・実績報告）及び出先機関（事務所）に令達した文書（令和元年度以降分）</p>					1											<p>当該文書については、通学路及び未就学児事故対策にかかる国への交付金の要望・申請をしていないため、文書の作成及び取得をしておらず存在しない。 また、出先機関（事務所）に令達した経理関係文書についても作成及び取得しておらず、存在しない。</p>	建設局 道路管理部 安全施設課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
19	R4.1.11	R4.3.11	<p>1. 未就学児の移動経路（令和3年3月末時点の進捗状況）報告箇所にかかるもの（今年度請求受付日までに完了した工事については対象に含める） (ア) 請負工事等の検査に関する調書の類 (イ) 工事番号、費用、工期、工事の概要（概要を含める）がわかるもの (ウ) 整備位置がわかるもの (エ) 設備した防護柵・車止め類の様（図面を含む）がわかるもの (オ) 工事前後の写真</p> <p>2. 1を除く管理者自主対策等のもの（交差点の歩車分離部分付近に限り、令和元年5月以降の工事を対象とする） (イ) 工事番号、費用、工期、工事の概要（概要を含める）がわかるもの (ウ) 整備位置がわかるもの (エ) 設備した防護柵・車止め類の様（図面を含む）がわかるもの</p>			1					1	1	1					<p>(第7条第2号) 個人の顔、車のナンバープレート、個人名については、特定の個人を識別することが出来るものであるため。</p> <p>(第7条第4号) 法人印鑑の印影については、公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れがあるため。</p> <p>(第7条第3号及び第6号) 他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。見積業者から提供があった事実について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。今後当局が行う同種の工事において、適切な入札競争が見込まれなくなるため。</p>	建設局 道路管理部 安全施設課	
20	R4.1.11	R4.3.11	都道府県・政令市・市町村対策箇所リスト（道路管理者としての対策リスト）（様式Ⅲ）			1							1	1	1			<p>(第7条第4号) ・当該施設名 ・通学路との重複 ・通学路における緊急合同点検に該当（第2類型） 犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(第7条第5号及び第6号) ・対策予定（R2.1末時点）のうち対策が未了のもの ・対策完了予定（R3.13時点）令和3年度中のうち、対策が未了のもの ・対策完了予定（R3.3末時点）令和4年度中のうち、対策が未了のもの ・対策内容が変更となる理由の内対策が未了のもの ・対策の着手が遅れる理由のうち対策が未了のもの ・対策の完了年度が遅れる理由のうち対策が未了のもの ・用地買収の有無 有：1のうち対策が未了のもの 要望における対策未了箇所に関する事項であるとともに、検討又は協議に関する情報であるため、公にすることにより未就学児の移動経路対策について、都民の間に不必要な憶測を呼ぶなど混乱を生じさせるおそれがあるため。また、これら混乱により都の事業の遂行に支障を来すおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) ・概ねの対策費（百万円）のうち対策が未了のもの 今後行う対策について、適切な入札競争が見込まれなくなるため。</p>	建設局 道路管理部 安全施設課	

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
21	R4. 1. 11	R4. 3. 11	事故発生後2年が経過し、対策工事の進捗とともに、議会や報道機関、県民への説明用に特にハード対策の手法別も含めた取り組み事例（写真入り）や個所数をまとめたようなもの 1. 知事部局（予算編成主管課向けを含む）内部用のもの		1															建設局 道路管理部 安全施設課	
22	R4. 1. 11	R4. 3. 11	（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）（管内政令市） 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針 ・道路標識適正化委員会東京都部会（平成28年1月29日発表） ・道路標識適正化委員会の各県部会（千葉県・埼玉県・神奈川県）（平成28年9月2日発表） において決定された標識改善の取組に関して、取組実績（改善概要を含む）が分かる一覧 （電磁的記録（エクセル形式）を希望）	1	1															建設局 道路管理部 安全施設課	
23	R4. 1. 11	R4. 3. 11	令和3年3月に開催された環境・建設委員会における三環状道路整備推進部が作成・保有する口述用文書		1															建設局 三環状道路整備推進部 管理課	
24	R4. 2. 28	R4. 3. 14	令和3年度 葛西臨海水族園地質調査 調査業務報告書一式	1		1					1		1							（第7条第2号） 氏名・印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （第7条第4号） 印影は、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。	建設局 東京都 東部公園緑地事務所 工事課
25	R4. 3. 7	R4. 3. 14	代々木公園埋設管調査(R3) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 東部公園緑地事務所 工事課	
26	R4. 3. 2	R4. 3. 15	1. 3南東建庶第379号：支出決定原議 2. 3南東建庶第212号：請求書 3. 3南東建庶第541号：請求書 4. 3南東建庶第378号：支出決定原議 5. 3南東建庶第199号：請求書 6. 3南東建庶第142号：支出決定原議及び請求書 ただし、請求書のうち、法人の代表者印影、単価及び金額に係る表記は除く	58	1															建設局 東京都 南多摩東部建設事務所 庶務課	

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

片 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
27	R4. 3. 4	R4. 3. 15	谷地川整備工事(その8の2) しゅん功図のうち『平面図(1/2)』	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
28	R4. 3. 7	R4. 3. 15	道路概略検討(3北南-小金井3・4・ 11外2路線) 特記仕様書	1	1															建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課
29	R4. 3. 10	R4. 3. 15	上成木橋修理工事(その2) 第1回設計変更 路面補修工事(3西の4) 第1回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 補修課
30	R4. 3. 1	R4. 3. 15	篠崎公園A園地整備基本設計業務報告 書中、65ページ及び66ページ	2	1															建設局 東京都 東部公園緑地事務所 事業推進課
31	R4. 3. 7	R4. 3. 16	令和元年度決算額箇所別調書 令和2年度決算額箇所別調書	2	1															建設局 道路建設部 管理課
32	R4. 3. 8	R4. 3. 21	石神井川放射第36号線橋梁(仮称)(2) 下部建設工事 第1回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 道路建設部 街路課
33	R4. 3. 11	R4. 3. 23	湯殿川整備工事(その39-2)のしゅ ん功図のうち 図面番号『1/21、4/21、10/21、 13/21、14/21、15/21』	6	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
34	R4. 3. 14	R4. 3. 24	道路排水施設管路内調査委託 (3北北の1) 委託費総括書、委託総括書、種別内訳 書、特記仕様書	1	1															建設局 東京都 北多摩北部建設事務所 補修課
35	R4. 3. 17	R4. 3. 24	街路樹植栽工事(3北北の1) 金入り設計書一式	1	1															建設局 東京都 北多摩北部建設事務所 補修課
36	R4. 3. 11	R4. 3. 25	昭和50年3月31日付土地建物等無償貸 付契約書	3	1															建設局 公園緑地部 公園課
37	R4. 3. 14	R4. 3. 28	岩井橋架替工事のうち函体(北側)設置 工事(30五-特474岩井橋) 第5回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 道路建設部 道路橋梁課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
38	R4. 3. 17	R4. 3. 28	小名木川護岸耐震補強工事(その6) 沈没船の工事記録写真 ・沈没船の写真 ・引き上げ作業時の写真 ・船一艇ごとの引き上げた写真 ・沈没船引き上げ完了までのすべての写真	1	1															建設局 東京都 江東治水事務所 内部河川工事課
39	R4. 3. 17	R4. 3. 28	街路築造工事のうち擁壁設置工事(3西-青梅3・4・4) 見積及び特別調査等の単価設定根拠の分かる資料並びに数量の根拠資料	1	1															建設局 道路建設部 街路課
40	R4. 3. 22	R4. 3. 28	・交通量調査委託(三鷹3・4・19他2路線)(三鷹3・2・2) ・交通量調査委託(30北南-三鷹3・2・2) ・交通量調査委託(31北南-三鷹3・2・2) ・交通量調査委託その2(31北南-三鷹3・2・2) ・道路詳細補足修正設計(29北南-三鷹3・2・2Ⅱ期) 報告書一式 (個人情報、ヒアリングシート、用途地域と高度化利用の記載及び図面、携帯電話番号、環境局提示申請図書及び警視庁協議図を除く)	1	1															建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課
41	R4. 3. 22	R4. 3. 28	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾斜地の崩壊)(急傾斜地の崩壊区域調書)201041-K014 (個人情報を除く)	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
42	H29. 10. 19	R4. 3. 30	旅費請求内訳書(平成29年10月分)			1					1									(第7条第2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため。 建設局 公園緑地部 公園課
43	H29. 9. 28	R4. 3. 30	29建道管監第154号 弁明書の記載内容の一部変更について				1				1	1		1						(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第4号) 印影については、偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。 (第7条第6号) 職員と一般都民の応対記録が公にされることにより今後都民が委縮し意見を提供しにくくなるといった広報広聴の業務への支障の恐れがあるため。 建設局 道路管理部 観察指導課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
44	H29.9.28	R4.3.30	29建道管監第154号 (H29.9.8付)につき、同発出に当り請求人に当然出されたはずの謝罪文書				1											当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	建設局 道路管理部 観察指導課	
45	H29.9.29	R4.3.30	対応記録(要旨)			1				1								(第7条第2号) 当該公文書における氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、発言内容については特定の個人を識別することができるもの又は特定に個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第6号) 職員と一般都民の具体的な対応記録の記述は、公にされることにより、今後都民が委縮し意見を提供しにくくなるといった広報広聴の業務への支障の恐れがあるため。	建設局 道路管理部 観察指導課	
46	R4.3.29	R4.3.30	神田川整備工事（その212） 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 第三建設事務所 工事第二課	